

相模原市消防局からのお知らせ

平成30年4月1日から相模原市内の
高圧ガス保安法に基づく申請・届出の窓口が
神奈川県県央地域県政総合センターから
相模原市消防局に変わります！

今まで神奈川県知事が行っていた高圧ガス保安法の事務が、指定都市の長に権限移譲されます。これに伴い、相模原市内の高圧ガスに関する届出等の窓口が、神奈川県県央地域県政総合センターから、**相模原市消防局**に変更となります。

県内では、相模原市のほか、横浜市、川崎市も同様に申請・届出の窓口となります。

試験事務や免状の交付事務等、一部、神奈川県が引き続き行う事務がありますので、事前にご相談ください。

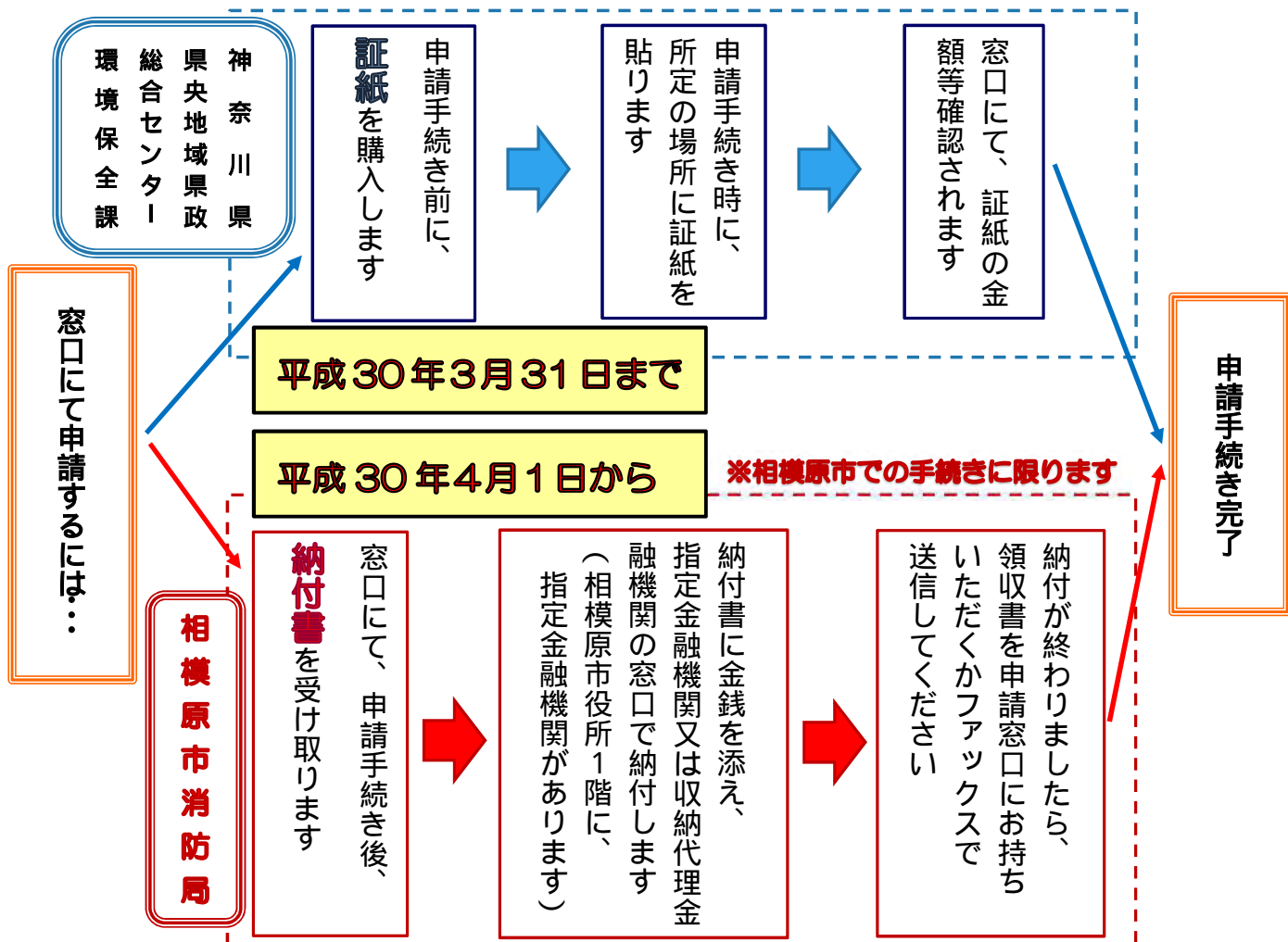
その他主な変更点

相模原市では、申請に必要な手数料は、**納付書**でのお支払いとなります。(窓口でご案内します。)
(横浜市、川崎市につきましては、それぞれ窓口にてご確認ください。)

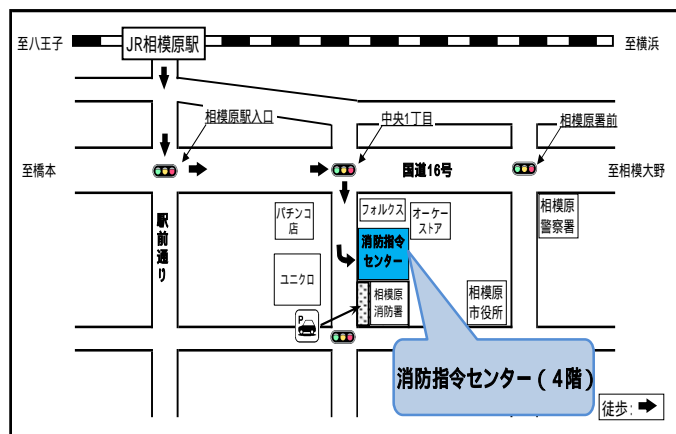


相模原市、横浜市、川崎市域以外の地域につきましては、これまでのとおり、**神奈川県**が窓口となります。

納付書でのお支払い方法



相模原市消防局のご案内



相模原市消防局予防課

- ・住所 〒252-0239
相模原市中央区中央2-2-15
消防指令センター4階
- ・電話:042-751-9136
- ・FAX:042-786-2472
- ・受付時間：月曜日～金曜日（祝日除く）
8:30～17:15